

介護休業及び介護両立支援制度等に関するご案内 【40 歳情報提供】

家族を介護する必要がある場合に取得または利用できる制度のご案内です。
制度を利用して仕事と介護の両立を図りましょう。

1. 介護休業

介護休業の期間中に、復帰後の仕事と介護の両立を見据えて、介護サービス利用等の方針を決定しましょう。

対象労働者	要介護状態にある対象家族を介護する労働者（日々雇用労働者を除く）。有期雇用労働者の方は、申出時点で、介護休業取得予定日から起算して 93 日経過する日から 6 か月を経過する日までに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかでない場合取得できます。 <対象外> ①入社 1 年未満の労働者 ②申出の日から 93 日以内に雇用関係が終了③1 週間の所定労働日数が 2 日以下
期間	対象家族 1 人につき通算 93 日までの間の労働者が希望する期間。
対象家族の範囲	配偶者（事実婚を含む）、父母、子、配偶者の父母、祖父母、兄弟姉妹、孫
申出期限	休業の 2 週間前までに各拠点担当者に申出書を提出してください。
分割取得	3 回に分割して取得可能

2. 介護休暇

介護保険の手続や要介護状態にある対象家族の通院の付き添いなどに対応するために、利用しましょう。

制度の内容	要介護状態にある対象家族を介護する場合、1 年に 5 日（対象家族が 2 人以上の場合は 10 日）まで、介護その他の世話をを行うために休暇が取得できます（時間単位の休暇も可）。 無給、有給休暇の出勤率の計算では欠勤と同様の扱い
対象労働者	要介護状態にある対象家族を介護する労働者（日々雇用労働者を除く）。 <対象外> 1 週間の所定労働日数が 2 日以下
申出先	各拠点担当者に申出書を提出してください。

3. その他の両立支援制度

日常的な介護のニーズに定期的に対応するため、以下の制度も利用しましょう。

（1）所定外労働の制限

制度の内容	要介護状態にある対象家族を介護する場合、所定外労働を制限することを請求できます。
対象労働者	要介護状態にある対象家族を介護する労働者（日々雇用労働者を除く）。 <労使協定対象外> ①入社 1 年未満 ②1 週間の所定労働日数が 2 日以下
期間	1 回の請求につき 1 か月以上 1 年以内の期間（請求回数に制限なし）
申出期限	開始の日の 1 か月前までに各拠点担当者に申出書を提出してください。
例外	事業の正常な運営を妨げる場合は、請求を拒むことがあります。

（2）時間外労働の制限

制度の内容	要介護状態にある対象家族を介護する場合、時間外労働を 1 月 24 時間、1 年 150 時間以内に制限することを請求できます。
対象労働者	要介護状態にある対象家族を介護する労働者。<労使協定対象外> ①日々雇用 ②入社 1 年未満 ③1 週間の所定労働日数が 2 日以下
期間	1 回の請求につき 1 か月以上 1 年以内の期間（請求回数に制限なし）
申出期限	開始の日の 1 か月前までに各拠点担当者に申出書を提出してください。
例外	事業の正常な運営を妨げる場合は、請求を拒むことがあります。

（3）深夜業の制限

制度の内容	要介護状態にある対象家族を介護する場合、午後 10 時から午前 5 時までの深夜業を制限することを請求できます。
対象労働者	要介護状態にある対象家族を介護する労働者。 <対象外> ①日々雇用 ②入社 1 年未満 ③介護ができる同居の家族がいる④1 週間の所定労働日数が 2 日以下 ⑤所定労働時間の全部が深夜
期間	1 回の請求につき 1 か月以上 6 か月以内の期間（請求回数に制限なし）
申出期限	開始の日の 1 か月前までに各拠点担当者に申出書を提出してください。
例外	事業の正常な運営を妨げる場合は、請求を拒むことがあります。

(4) 介護のための短時間勤務制度

制度の内容	要介護状態にある対象家族を介護する場合、1日の所定労働時間を 6時間 に短縮することができます。
対象労働者	要介護状態にある対象家族を介護する労働者（日々雇用労働者を除く）。 <対象外> ①入社1年未満 ②1週間の所定労働日数が2日以下
期間・回数	対象家族1人につき、利用開始の日から連続する3年の間で2回まで
申出期限	原則開始の日の2週間前までに各拠点担当者に申出書を提出してください。

介護休業には、給付の支給があります。

介護休業給付 介護休業を取得し、受給資格を満たしていれば、原則として休業開始時の賃金の67%の介護休業給付を受けることができます。

介護保険制度も活用しましょう。

介護保険制度・介護サービス 40歳から64歳の方については、ご自身が加齢に起因する疾病により介護が必要となる可能性が高くなることに加えて、親が高齢となり介護が必要な状態になる可能性が高まる時期でもあります。介護保険制度は、介護保険加入者(40歳以上の方)の保険料負担により、老後の不安の原因である介護を社会全体で支えています。

高齢のご家族の介護で悩み・不安がある方へ

お住まいの地域包括支援センターへご相談ください。市区町村や、市区町村が委託する組織により公的に運営されており、相談内容に応じ、具体的な解決策の提案をします。高齢の家族の生活に関することや介護のことなど幅広く対応します。

介護サービスの利用のしかた (ご自身やご家族に介護が必要になった場合の具体的な手続きの流れ)

- 
- ① 市区町村の窓口で「要介護（要支援）認定」の申請をします
 - ② 要介護認定の調査、判定などが行われ、認定結果が通知されます
※40～64歳の方は、要介護（要支援）状態が、加齢に起因する疾患として定められている「特定疾病」によって生じた場合に認定されます
 - ③ ケアプランを作成します
 - ④ サービスを利用します

40歳～64歳の方の介護保険料

■ 健康保険に加入している方

健康保険に加入する40歳～64歳の方が負担する介護保険料は、健康保険の保険料と一体的に徴収されます。なお、介護保険料は医療保険料と同様に、原則、被保険者と事業主で1/2ずつ負担します。

■ 国民健康保険に加入している方

国民健康保険に加入している40歳～64歳の方が負担する介護保険料については、国民健康保険の保険料と一体的に徴収されます。

当社では、介護休業等の申出をしたこと又は取得したことを理由として不利益な取扱いをすることはありません。また、介護休業等に関するハラスメント行為を許しません。

お問い合わせ先：営業担当又は労務担当まで